

会議録

会議の名称	平成19年度 第6回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年10月30日(火曜日) 13時から 15時まで
開催場所	イングビル第3・4会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、猪原委員、神山委員、吉瀬委員、齋藤委員、清水委員、古川委員、阿 委員、小川専門員、寺澤専門委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下、保育課長 大久保、保育課保育係長 神谷、保育係主任 吉田、子育て支援課調整係長 荒木、調整係主事 矢部、後藤
議題	1 審議 (1) 税制改正に伴う保育料の見直しについて (2) 子どもの権利に関する条例の策定について 2 報告事項 (1) 次回審議日程について
会議資料の名称	1 保育料関係資料 2 子どもの権利に関する条例関係資料 (1) 中間答申(案) (2) (仮称)策定委員会設置(案)
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	<p>「税制改正に伴う保育料の見直しについて」審議</p> <p>森田会長 最初に保育料の見直しについて担当課から説明をお願いします。</p> <p>大久保保育課長 前回、今年度の税制改正に伴って、このまま何もしないと4,600万円程の減収になると説明した。この落ち込みを防ぐためAタイプ、Bタイプという二つの案を用意した。</p> <p>神谷保育係長 今回、妥当と思われる二つのタイプでシュミレーションした。まず、資料の表の見方について説明する。タイプAは基本になる型で、左側が階層区分決定の表になる。この表は定率減税が無いものとして計算しており、また一人だけの収入(二人収入の場合、課税所得金額</p>

を合算し一人分の所得税として算定)として計算している。これについては後ほど説明する。まず、表の左側が今年度の階層区分になっている。

森田会長

階層とは、所得によってA階層(生活保護世帯)、B階層(非課税世帯)C階層(住民税課税世帯)、D階層(所得税課税世帯)と区分されている。

神谷保育係長

今説明があったように所得によって四つの階層に分かれている。このうちD階層は表のように所得税によって12区分されている。

神谷保育係長

例えば、所得税額3,000円に対する所得額は、これまでは、この額であると税率が10%なので0.1で割り返して30,000円ということになる。この時に、本来10%ある定率減税は考えないで平成18年の所得金額を求めているというのがAタイプになる。この所得金額30,000円に対して平成19年の所得税額を求めると、新所得税率が5%なので0.05を掛けて1,500円になる。結果的には、所得税額3,000円の場合平成19年所得税金額は、平成18年の半額になる。例1) D2階層・所得税額5,000円の場合、平成18年の所得金額は税率が10%なので0.1で割り返すと50,000円になる。ところが、平成19年所得税額は新税率が5%なので0.05を掛けると2,500円となってしまふ。2,500円は、これまでの階層区分ではD1なり1階層下がり、保育料も下がってしまう。しかし、D2階層の所得税額区分3,000円以上15,000円未満を半額の1,500円以上7,500円未満に設定すれば、階層、保育料とも平成19年と変わらない。以上のような考え方で、新階層区分を設定する。

この新しい階層区分に平成18年の所得税から平成19年の所得税を求めて当てはめてみたものが、新区分による階層の変化になる。例2)平成18年の所得税額が2,999円D1階層の場合、実態としては定率減税が行われているので、本当の所得金額は2,999円を10%で割り返し、さらに定率減税分の0.9で割り返すので33,300円(100円未満切捨)となる。これに新税率5%を掛けると1,600円(100円未満切捨)となりD1階層からD2階層に上がってしまう。この現象は、新区分による階層の変化の表から222世帯に現れる。

森田会長

この階層の金額を微調整すれば、階層の上がる世帯を防げるわけで、この表からすると、D6階層からD11階層あたりまでの金額の設定の仕方をずらし修正するのは可能と思われる。

齋藤委員

新階層区分はこれでいいかという議論になると思うが、これだとトータルで3,394,100円の増収となり値上げをしたイメージになる。プラス、マイナス0ならまだ許されると思うが。それと、給与から引かれる厚生年金の掛け率が上がっているので注意した方がよい。

森田会長

毎年家庭の状況は異なるので、収入の上がり下がりはあるけれど、ルールとして市の保育料徴収額が変わらないような基準作りを論議しなければいけない。

神谷保育係長

次にBタイプの表の説明をする。この表は、平成19年の階層と平成20年の階層を比較して、同等か下がる世帯だけで上がる階層は無い。この違いは、定率減税分を加味しているかいないかの差になる。例えば3,000円の場合、Aタイプでは30,000円だけれどBタイプでは

定率減税10%を含んで計算しているので、33,300円(100円未満切捨)になる。タイプBの例1) ) D2階層・所得税額5,000円の場合、所得金額は税率10%なので0.1で割り返すと50,000円、さらに定率減税分10%なので0.9で割り返すと55,500円(100円未満切捨)となる。これに新税率5%を掛けると2,700円(100円未満切捨)となり、今のままではD1階層に下がってしまうが、D2階層の所得税額区分1,700円以上8,400円未満に設定すれば、階層、保育料とも平成19年と変わらない。以上のような考え方で、新階層区分を設定する。この階層区分で平成19年と平成20年の階層変化を比較すると8,791,200円の減収になる。

齋藤委員

所得の高い世帯の階層が下がる傾向ににある。

神谷保育係長

所得額が2,000,000円以上の場合、収入を一人としてみるか、二人としてみるかにより差が生じる。

齋藤委員

所得額が2,000,000円のところでAタイプとBタイプを組み合わせたらどうか。つまり税率の差が出るところの5%とそれ以上の分で区別しないと解消できない。

神谷保育係長

前回資料として配布した税率表の中で、控除額が発生する税率10%の所得額から、一人としてみるか、二人としてみるかの影響を受ける。

齋藤委員

税率の5%以下と5%以上で基準を二通りにしないと数値が合わない。

森田会長

この5%に当たるのは、どの階層に該当するのか。

神谷保育係長

D7階層になる。

齋藤委員

D7階層当たりから階層が下がり減収となってくるので、ここから階層が下がらないで横並びとなるような基準を作れば良いということになる。

森田会長

D7階層から割合を変えるという妥当な根拠を見出せるのか。ひとつの階層区分表に二つのルールを設ける妥当性、正当性があるのか。

古川委員

そもそも保育料徴収額を国基準の50%とするというルールが一般的に分かりづらい。国が保護者からこれだけ徴収すべきという基準があるにも関わらず、市が50%も負担している根拠を知りたい。自治体ごとの財政の問題もあるのだろう。

森田会長

これは、市の他の分野における全体の徴収率の中で50%と決まった。

大久保保育課長

理論数値である保育園の運営費は、国で定めた保育単価から算出され、この費用に対して国の統一基準で定められた保育料（国基準徴収金）を徴収しなさいということになっている。しかしながら、この国基準の保育料で徴収している自治体はない。都内の自治体は、国基準徴収金の50%前後を目途にしているが、地方では70%位の自治体もあり、夕張市は100%近いかもしれない。いずれにしろ、国基準徴収金の100%負担は難しい。

齋藤委員

保育園運営費は国の統一基準で定められているが、国基準徴収金についてはその自治体の財政力、政治的判断に任されている。国基準徴収金と同額保育料にするとその世帯の収入を上回ってしまうこともあるだろう。

大久保保育課長

国基準徴収金の50%ではなく60%を目標に置いている自治体もある。ただ、西東京市では地域戦略プランの中で国基準徴収金の50%に目標を置いている。

森田会長

2市の合併時のルールで、負担は低いほうに合わせるという徴収基準ができていたが前回平成15年度の審議会（保育料）では、どこを一つの基準とするかということと、高いほうと低いほう調整して各階層をどのくらいにすればいいのかという西東京市の基準を決めた。何を基準にするかは非常に決めづらいことなので、国が全国統一したルールで示している国基準徴収金を一つの基準とするけれど、国基準徴収金額では家計への負担が余りにも大きい。そこで、他の施策や使用料・手数料との関係の中で保育料は国基準徴収金の50%という市のルールが地域戦略プランにおいて決められている。他の制度との関係性の中で決められているルールまで崩すということはこの審議会ではできない。ただ、あまりにも不利益な階層の世帯が生じるのであれば調整しようというのが今の段階と考えていいのではないか。

古川委員

別の視点では、保育園に入所している世帯は国基準の50%も優遇されているとも言える。幼稚園入園世帯には幼稚園保護者負担軽減事業補助金、就園奨励費補助金という補助制度があるが、保育園とは比較にならないという現実があろう。保育園入所世帯の中で、高額所得者の保育料を上げていくのは自然なことであるし、低い世帯には手厚くするのは大切。ただ、所得の低い世帯で幼稚園に入れている世帯もいるということを踏まえたうえでこの審議に臨んで欲しい。

森田会長

ご意見ありがとうございます。ここでは、国基準徴収額の50%を崩す方針ではなく、妥当なルールをいかにしたら作れるかというのが私たちに与えられた課題である。事務局としては、このD7からD12の間に妥当な数値として持ち込めるものは無いのか。

大久保保育課長

タイプAでは、定率減税の影響で階層が上がる世帯、逆に二人収入では下がる世帯、それ変わらない世帯とそれぞれのパターンが現れ、トータルすると約300万程の増収になる。所得税から住民税への移行は、所得税の下がる要素であり、定率減税の廃止は所得税の上がる要素になる。所得税の下がることだけに注目してシュミレーションしたのがタイプAである。前回の議論の中で、階層の上がる世帯は極力押さえるということだったので、その条件でシュミレーションしたのがタイプBである。保育料は所得税額に応じて決められているので、所得に配慮した形になっている。その中で、タイプBでは所得の高い世帯に階層の下が

る傾向が現れている。

森田会長

D7以降はそのルールと違うということを齋藤委員は指摘している。

齋藤委員

結論はタイプAでいい。タイプAでは330万円増収になるから問題なのだけれど、上がる世帯は、卒園まで今の階層に固定してしまえば増収にはならない。

森田会長

保育料は前年の所得税額で算定すると決められており、また、在園期間も最長では6年間になる子どももいて、その間固定してしまうのは他の人に受け入れられない。

齋藤委員

平成20年4月から入所してくる子の世帯については、新しい階層区分を適応し、以前から在園している子の世帯については今までの階層区分を適応する。6万円から7万円になるのが不満なわけで、始めから7万円であれば問題ない。

森田会長

自治体として、同じ年度の保育料算定に二つの基準を用いることはできない。

齋藤委員

保育料の減免規定の中にその他市長が認めたという文言があるがどうか。というのは、きちんとした契約ではないので、1歳の時5万円で預けると5歳まで5万円とっていたところ、次の年は2万円になった。これは問題ではないか。金銭関係について、毎年度きちんとした契約を結んでいないと思われる。

森田会長

保育料は毎年変わっていくのは当たり前で、毎年あなたの保育料はこれだけですよという通知が届いている。

小川専門員、寺澤専門委員

保育料決定通知が来ている。

齋藤委員

その額では不満な場合は。

森田会長

契約が成立しない。

齋藤委員

最初からそのような契約条項になっていないのでは。

神谷保育係長

現時点では、保育所の入所について明確な契約関係には至っておらず、ご指摘の条項はなく、不服申立が出来るだけである。

齋藤委員

たとえば、20,000円だった保育料が25,000円になって、20,000円しか払わないといわれた時、説得できる根拠が必要。階層の上がる人にトラブルがあるわけだから、上がる世帯は市長の減免条項のようなものがあれば、卒園するまで減免してしまう。そうすればタイプAの基準で済む。

森田会長

来年このままで行けば4,600万円、約一割の減収見込みである。このまま放置できないのでタイプBの基準でいくと、1.82%の減収となる。次の年この減収が調整できればいいが、ずっとこのままだと、保育料の値上げを考えざるを得ない。なるべくそうしたくないが、1.82%という微妙な額の減収分を調整した基準を作るのも難しい。もし、納得できるような基準が作れないのであれば、一律100円上げてしまうとか考えざるを得ないのか。

小川専門員

所得税で計算しなくてはいけないというルールがあるのか。

森田会長

国の徴収基準で決まっている。微妙な調整というならば、例えばタイプBのD7239,167円を、230,000円にするとか端数を切り下げていくような調整でうまくいかないのか。

大久保保育課長

また階層の上がる世帯がでる可能性がある。

森田会長

所得は毎年変わるのだから、多少の偶然によって階層が上がったとしてもそれはやむを得ない。保育料全体の額が平成19年度と同等か又はマイナスであればそれぞれの家庭で多少の上がり下がりはやむを得ない。プラスだと値上げというイメージになる。

小川専門員

タイプAの300万円、0.7%位であればそれほど気にする額ではないのではないのか。ただ、所得の低い世帯の階層が上がり、所得の高い世帯の階層が下がるのはどうか。

森田会長

低階層の区分額を切り下げる。具体的にはD2からD6位のところを平成19年と同階層か1階層下げ、D8以上の階層を1階層上げるようにする。

古川委員

所得の高い世帯は階層が上がったとしても、所得の低い世帯は負担増にならないよう調整してもらえば、各委員の合意が得られる可能性がある。

森田会長

小川専門員や古川委員のご意見のように階層の低い世帯と高い世帯を微調整し、それでも総額としてプラスになるのは致し方ないとするか、やはりプラスになるのはまずいと考えるか。

寺澤専門委員

300万円という額はそれほど気にならない。それより、所得の低い世帯の階層が上がる方が問題である。

齋藤委員

前回の保育料改定前までは、所得の高い世帯の負担率が高く低い世帯の負担率が極端に低かった。それを、前回の審議会で修正し、所得の低い世帯の負担率を上げ所得の高い世帯の負担率を下げ、よりフラットになるようにした経緯がある。この考え方の流れを崩すことは、審議会として好ましくないので、所得の低い世帯の階層を下げるのは止めたほうがいい。

梅村副会長

D1からD2階層に上がった場合、合計金額が18,000円になっているが、これを12で割ると1,500円になり増額分になる。

大久保保育課長

この表は、例えばD8階層からD9階層に上がる世帯は29世帯で対象児童は37人いる。その児童が年度内に在籍した月数を件数とし、階層が上がった場合の保育料増収総額を出している。

齋藤委員

階層が上がる世帯は、年間1世帯につき約2,000円位の負担増になる。1階層上がるとどのくらい保育料が上がるのか。

大久保保育課長

大体2,000円から3,500円位になる。

大久保保育課長

タイプBではマイナスとなるが、実際のところ景気が上向き傾向にあるので同じ所得であればマイナス900万だけれど、実際の影響額はそれほど大きな影響はないと考えている。また、国基準の徴収率は18年度決算ベースで49.6%、今年度は50%を超えるのが確実に52%近くになるかもしれない。実際の影響額が900万円にならないとすると徴収率も50%確保できると考えている。

森田会長

今大久保課長から、景気の動向を考えると実際の影響額は900万円にはならず、国基準の徴収割合も50%近くになると考えているという説明があった。と言うことは、階層の上がる世帯のないタイプBの案ということになる。皆さんよろしいですか。

各委員

合意

以下、「子どもの権利に関する条例の策定について」審議

森田会長

それでは続いて、子どもの権利に関する条例の策定について、審議に入る。中間答申(案)を作成したので、本日議論し、次回までに意見を整理し決定したい。内容については、今までの審議で到達した点を書いた。事務局から、全体的な説明をお願いしたい。

子育て支援課 後藤より資料説明  
資料(1) 中間答申(案)  
資料(2) (仮称)策定委員会設置(案)

森田会長

中間答申(案)の内容は、本日決定する必要はない。各委員に気づいた点を出していただき、整理した上で中間答申としたい。本日の会議で決めなければならない点は、委員会組織の名称と構成委員について、また、審議会からの委員会組織への参加についてです。審議会委員の参加は、選出枠を設けていないが、よろしいか。

二谷子育て支援部長

子ども福祉審議会の委員が参加することについては、選出区分の枠(学識経験者、教育機関、地域関係者枠)から出ていただくという案です。

森田会長

わかりました。審議会委員を、この構成枠内に含めるということですね。

清水委員

(仮称)策定委員会で決められたことを、再度子ども福祉審議会で再度議論し、またさらに(仮称)策定委員会へ戻すのでしょうか。

森田会長

最終決定(最終答申)は、あくまで審議会である。ただし(仮称)策定委員会が最終的に報告したものに対して、審議会が多くの修正を求めることにはならないだろう。そこで、審議会が途中で(仮称)策定委員会から報告を求める等の方法で、連携・調整していくことが非常に重要となる。機会を設け審議会に報告していただき、審議会できちんと検討しなければなりません。また、審議会から参加する委員に、審議会の意思を伝えていただくようになるだろう。

梅村委員

市職員の方々の役割は、いかがか。

二谷子育て支援部長

庁内検討会との連携、意見交換を実施しながら進めていく。

森田会長

(仮称)策定委員会について、もう一点重要なことは、どのような市民ワーキングを行うかということ。(仮称)策定委員会が作業の全てを担うことはできないので、具体的には子ども部会等、作業チームを作ることが必要とされる。そこで、中間報告の中に(仮称)策定委員会を設けることと同時に、具体的に子ども部会、あるいは市民との対話等を設けて子どもや市民の意見を反映すること、と明記して欲しい。市民の意見を反映させる、という表現のみだと、子ども活動やワーキング作業が担保されないため、具体的に明記したい。

清水委員

子どもの作業部会は、必要だと思う。

森田会長

委員会の名称について、策定委員会とすることでよろしいか。



各委員  
合意

森田会長

では、名称は「策定委員会」とする。

それでは次に、審議会から策定委員会に参加の意向がある方はいますか？

子育て支援課 後藤

参加の意志をお伝えいただいた子ども福祉審議会委員は4名。猪原委員、梅村委員、古川委員、そして教育機関からは神山委員が推薦予定である。

猪原委員

子ども福祉審議会から参加する各委員の、選出区分は。

子育て支援課 後藤

猪原委員については学識経験者枠、神山委員は教育機関枠、梅村委員・古川委員については関係団体・地域関係者枠となる。よって、残りの6名分は、学識経験者枠が2名、教育機関1名、関係団体・地域関係者枠が1名、公募市民2名となる。なお、公募する市民を除いた4名については、事務局から推薦依頼をしてよろしいでしょうか。

森田会長

公募以外の4名の委員については、事務局で推薦依頼・決定する方法でよろしいでしょうか。

各委員  
合意

森田会長

では、策定委員会については、以上の方法でいくことにする。

さて、中間報告の内容に戻る。一つは策定委員会の中で作業部会を設ける事を追加することである。私はもう一点追加したいことがある。それは前回の学習会で荒牧教授から話があったが、評価・推進の組織を条例の中に入れていただきたい。制定後の評価・推進の仕組みがなければ、条例が作り放し、ということが懸念されるためである。

清水委員

条例は、一般の市民に見てもらわなければ意味がない。やさしい表現、わかりやすい言葉で条文化して欲しい。

森田会長

自治体によっては中学生程度がわかるような条文を工夫している所があるので、中間答申に「わかりやすい文章で」と明記してはいかがでしょうか。

梅村委員

オンブズパーソンについての定義は、広い意味で捉えていいか。学校オンブズパーソンなど、狭い範囲での制度もあるが、どうか。

森田会長

子どもに特化したオンブズパーソン制度と捉えておき、具体的に議論するなかで権限をどうもたせるのか、西東京市での活動範囲、行政との連携を考えていくことになる。では、次回までに各委員からご意見いただき、まとめていきたい。

本日、中間答申に追加したほうが良いと議論したことは、

(1) 条例策定の進め方(策定委員会の設置)について、  
作業部会(子ども部会や市民との対話)等を設けて子どもや市民の意見を反映することを明記する。

(2) 条例に盛り込む内容

条例を推進・評価する体制づくりを盛り込むこと。

また、条例は、わかりやすい文章とするよう工夫すること。

以上のことを確認した。あとは次回に議論し、委員の合意を以って中間答申としたい。

審議終了

次回は11月6日(火曜)、田無庁舎1階102会議室で開催。

以上にて終了